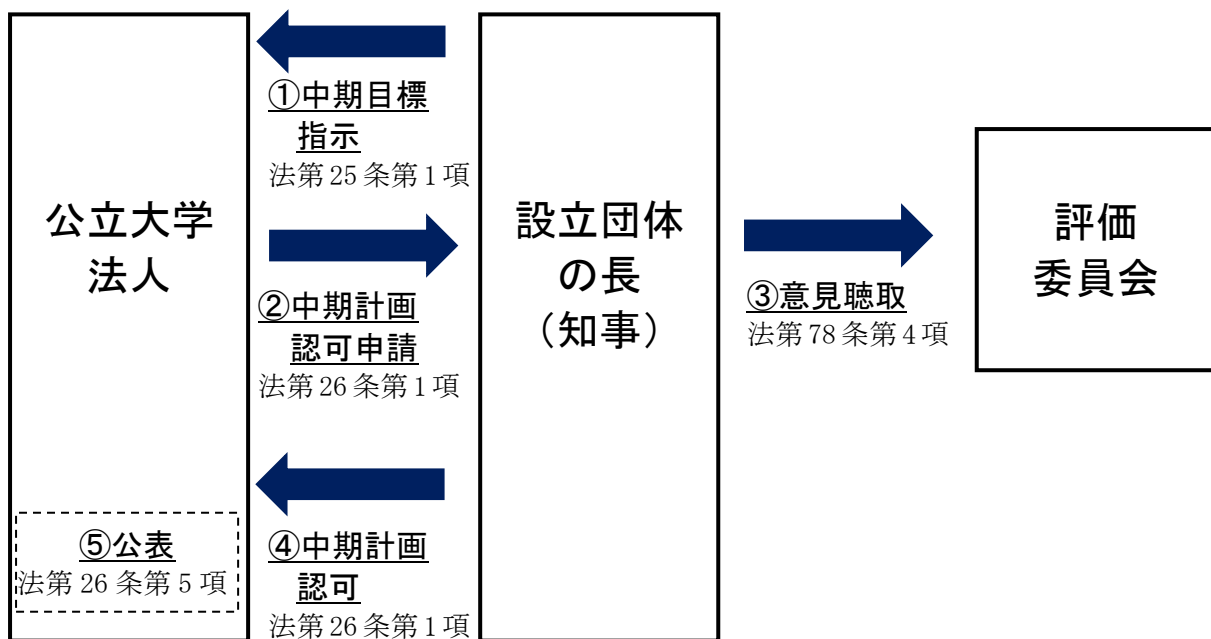


## 第 4 期中期計画について

### 1 趣旨

- 公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の第 4 期中期目標（目標期間：R 6 年度～R 1 1 年度）について、昨年 1 2 月 1 9 日付で県議会の議決を受け、同年 1 2 月 2 5 日付で知事から法人に対し指示を行ったところ。
- 法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定により、中期目標の指示を受けたときは、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、知事の認可を受けなければならない、とされており、今回、令和 6 年 2 月 2 7 日付けで法人から中期計画が提出された。（法第 2 6 条第 1 項）
- なお、知事は、認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない、とされている。（法第 7 8 条第 4 項）

### 2 手続きに係るイメージ図



#### 《参考：中期目標策定に係るスケジュール》

|        |       |                   |                               |
|--------|-------|-------------------|-------------------------------|
| 令和 5 年 | 3 月   | 公立大学法人評価委員会       | 目標検討状況報告                      |
|        | 5 月   | 公立大学法人評価委員会       | 目標（素案）審議                      |
|        | 6 月   | 6 月県議会            | 目標（素案）報告                      |
|        |       |                   | パブリック・コメントの実施（6/28～7/27）→意見なし |
|        | 8 月   | 大学へ意見照会（8/1～9/29） | →軽微な修正意見あり                    |
|        | 1 0 月 | 公立大学法人評価委員会       | 目標（案）審議                       |
|        | 1 2 月 | 1 2 月県議会          | 目標の議案付議→議決（12/19）             |
|        |       |                   | 大学に目標を指示（12/25）               |